

さぎ山記念公園
整備・運営管理事業
特定公園施設建設・譲渡契約書（案）

令和●年●月

さいたま市

さぎ山記念公園整備・運営管理事業

特定公園施設建設・譲渡契約

さぎ山記念公園整備・運営管理事業（以下「本事業」という。）に関して、さいたま市（以下「甲」という。）と、認定計画提出者の代表法人たる●●●●（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり合意し、本特定公園施設建設・譲渡契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、甲及び乙が令和●●年●●月●●日に締結したさぎ山記念公園整備・運営管理事業実施協定（以下「実施協定」という。）を遵守するものとする。
- 2 乙は、令和●●年●●月●●日までに、全ての特定公園施設の整備を完了し、その引渡しを行うものとする。
- 3 甲は、第1条2項の特定公園施設の引き渡しに関し、実施協定第●●条に規定する完了検査を実施し、乙が改修整備する特定公園施設が、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等により作成された設計図書（甲及び乙が合意した内容を含む。）に基づき施された事に相違ないことを確認し、引渡しを受けるものとする。
- 4 当該改修整備によって乙が所有することとなった公園施設は、当該部分引渡しと同時に、その所有権が甲に帰属し、以後、甲が所有する。
- 5 甲及び乙は、協議により、引渡し日を変更することができるものとする。

（譲渡の対価）

第2条 特定公園施設の譲渡の対価は●●●●円（うち消費税及び地方消費税額 金●●●●円）とする。

（特定公園施設譲渡価額の支払）

- 第3条 乙は、第1条第3項により特定公園施設を甲に引渡した後、特定公園施設の譲渡の対価の支払を書面により甲に請求するものとする。
- 2 甲は、乙から適正な支払請求書を受理した日から30日以内に特定公園施設の譲渡の対価として、第2条に定めた金額を乙に支払うものとする。

（遅延利息）

第4条 甲は、この契約に基づく金銭債務の支払を遅延した時は、その遅延した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を認定計画提出者に支払わなければならない

